

第5章 東山地区における交通対策の実施

5-1 平成21年度 東山交通対策の実施計画

5-1-1 東山交通対策のこれまでの経緯

東山地区では、秋の観光シーズンに発生している交通渋滞などの交通問題及び歩行者の安全性の低下を解決するため、平成16年度から2箇年の社会実験をはじめ、これまで5年にわたり交通対策に取り組んでおり、対策については、地域のルールとして定着するとともに、関係機関の協力も得られている。

表 5-1-1 観光地交通対策の実施内容の変遷

	東山地区			
	【交通規制・抑制施策】	【施策実施の周知・公共交通の利用促進の広報・PR】	【バス関連施策】	【その他】
平成15年度	■交通社会実験の実施に向けた交通実態調査			
平成16年度	交通社会実験 ○駐車場満空情報の提供 ○路上駐停車の抑制 ○混雑・迂回ルートに関する情報提供	○ポスター、パンフレット ○インターネット ○観光企画切符の周知	○京都駅にアクセスする有料シャトルバスの運行<交通局>	○歩行者案内の充実
平成17年度	○五条坂車両通行禁止 ○駐車場満空情報の提供 ○路上駐停車の抑制 ○混雑・迂回ルートに関する情報提供	○ポスター、パンフレット ○インターネット ○観光企画切符の周知	○京都駅にアクセスする有料シャトルバスの運行<交通局> ○市営清水坂観光駐車場の観光バス専用化	○観光ボランティア活動の実施 ○歩行者案内の充実
平成18年度	交通対策 ○駐車場満空情報の提供 ○路上駐停車の抑制 ○大型看板による迂回誘導	○ポスター、パンフレット ○インターネット ○観光企画切符の周知	○京都駅にアクセスする有料シャトルバスの運行<交通局> ○市営清水坂観光駐車場の観光バス専用化	○観光ボランティア活動の実施 ○歩行者案内の充実 ○バス停の分離・移設
平成19年度	○東大路通南行き車両の左折禁止 ○駐車場満空情報の提供 ○路上駐停車の抑制 ○大型看板による迂回誘導 ○五条坂、茶わん坂内の民間駐車場のタクシー専用化 ○東山臨時駐車場への誘導による五条坂への流入抑制	○ポスター、パンフレット ○インターネット ○観光企画切符の周知	○京都駅にアクセスする有料シャトルバスの運行<交通局> ○京阪五条・七条駅にアクセスする無料シャトルバスの運行<京阪バス> ○市営清水坂観光駐車場の観光バス専用化	○観光ボランティア活動の実施 ○歩行者案内の充実 ○バス停の分離・移設
平成20年度	○東大路通南行き車両の左折禁止 ○P & R 駐車場への誘導 ○路上駐停車の抑制 ○大型看板による迂回誘導 ○五条坂、茶わん坂内の民間駐車場のタクシー専用化 ○臨時観光バス待機場（無料）への誘導による交通の円滑化 ○本町通等の臨時交通規制	○ポスター、パンフレット ○インターネット ○観光企画切符の周知	○京都駅にアクセスする有料シャトルバスの運行<交通局> ○京阪清水五条駅にアクセスする有料のシャトルバスの運行<京阪バス> ○市営清水坂観光駐車場の観光バス専用化	○観光ボランティア活動の実施 ○歩行者案内の充実 ○バス停の分離・移設
平成21年度	○東大路通南行き車両の左折禁止 ○東大路通北行き車両の右折禁止 ○P & R 駐車場への誘導 ○路上駐停車の抑制 ○大型看板による迂回誘導 ○五条坂、茶わん坂内の民間駐車場のタクシー専用化 ○臨時観光バス待機場（有料・予約制）への誘導による交通の円滑化 ○本町通等の臨時交通規制	○ポスター、パンフレット ○インターネット ○観光企画切符の周知	○京都駅にアクセスする有料シャトルバスの運行<交通局> ○京阪清水五条駅にアクセスする有料のシャトルバスの運行<京阪バス> ○市営清水坂観光駐車場の観光バス専用化	○観光ボランティア活動の実施 ○歩行者案内の充実 ○バス停の分離・移設

5-1-2 東山交通対策研究会の開催経緯

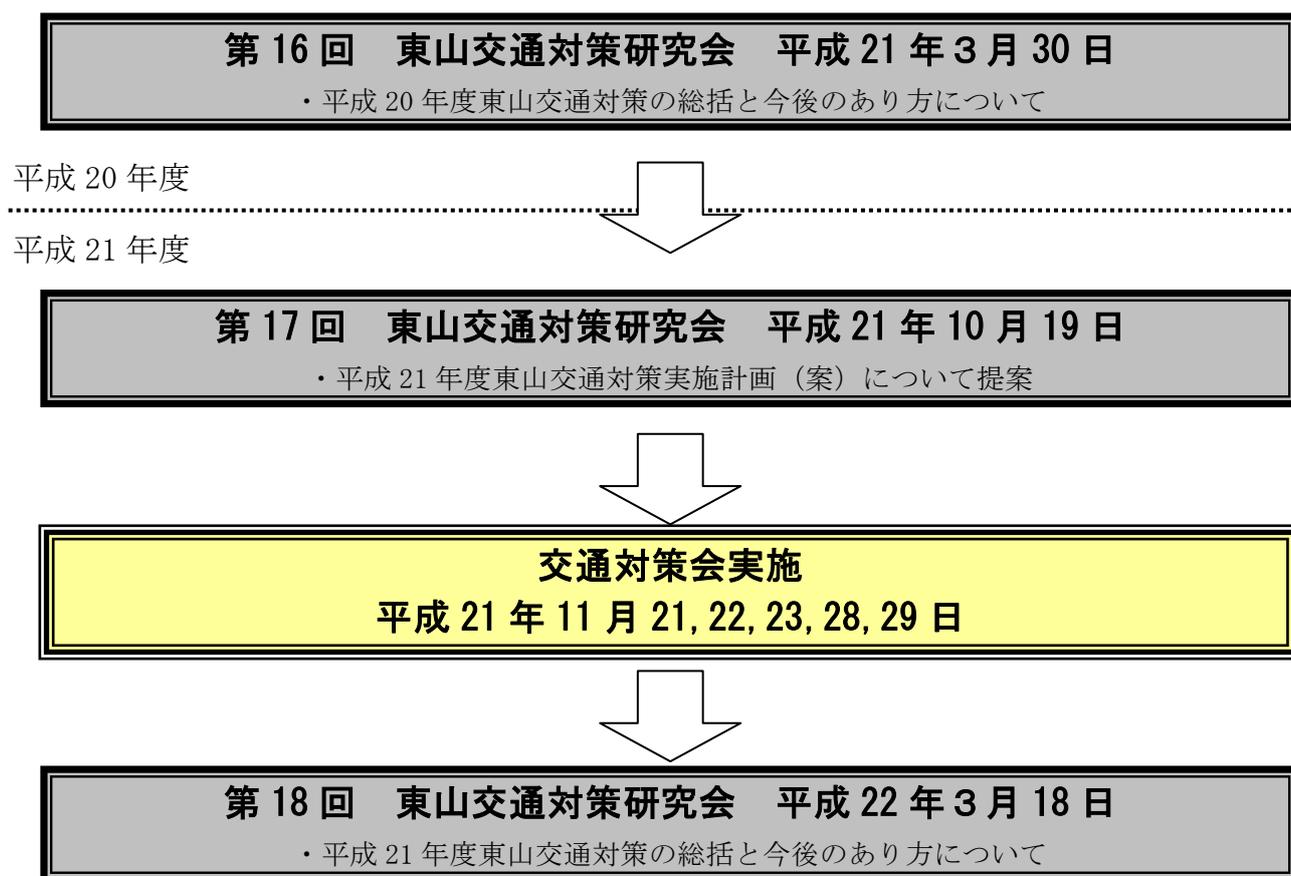


図 5-1-1 研究会の開催状況

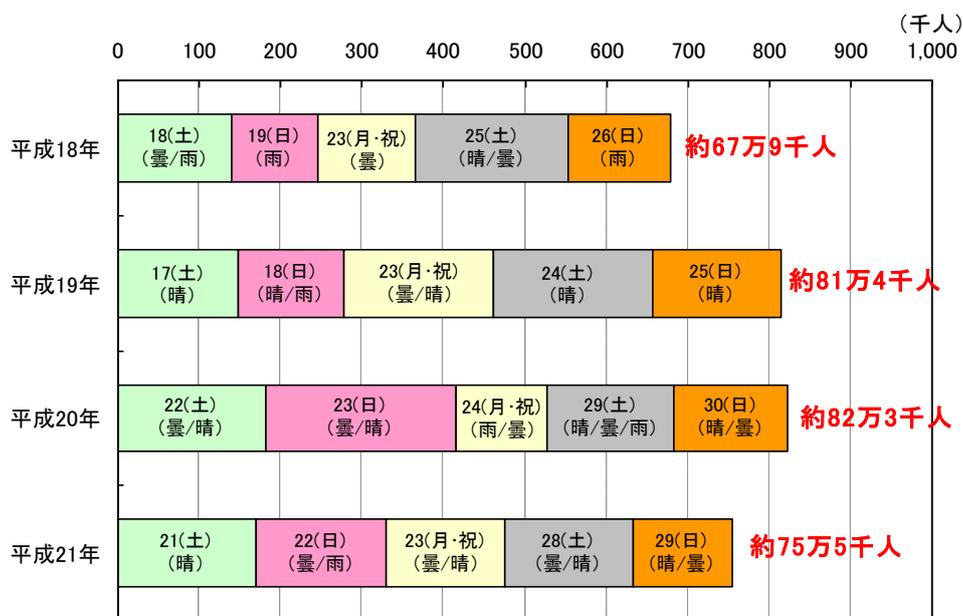
表 5-1-2 研究会の開催状況

研究会・部会名	日程	場所	議事内容
第17回 東山交通対策研究会	平成21年 10月19日（月） 10:00～	東山区役所 3F 大会議室	・平成21年度東山交通対策実施計画（案）について
第18回 東山交通対策研究会	平成22年 3月18日（木） 10:00～	東山区役所 3F 大会議室	・平成21年度東山交通対策の総括と今後のあり方について

5-2 平成21年度 東山交通対策実施に係る分析・評価

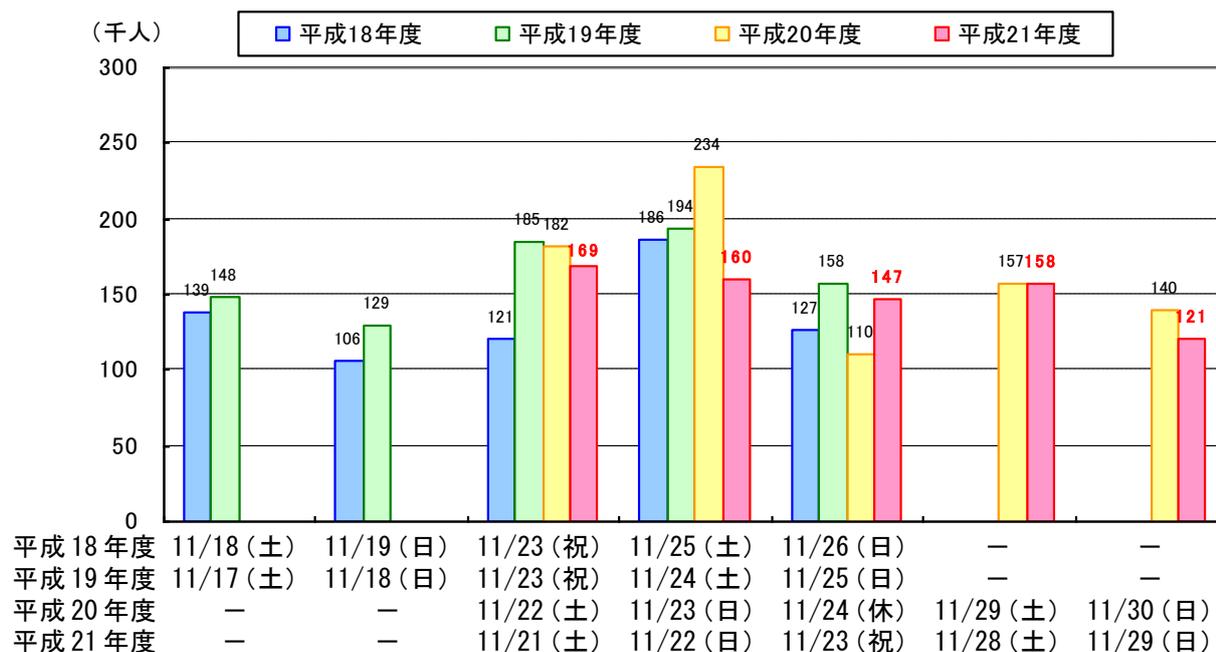
5-2-1 平成21年度の観光客数の状況

- ・ 新型インフルエンザやリーマンショックを発端とする世界経済不況の影響等で、東山地区へ京阪本線を利用して訪れた観光客は、5日間合計で約75万5千人と平成20年度に比べ、約6万8千人減少した。



※京阪本線の三条駅、祇園四条駅、清水五条駅、七条駅の合計

図 5-2-1 東山地区の鉄道乗降客数の推移（5日間合計）



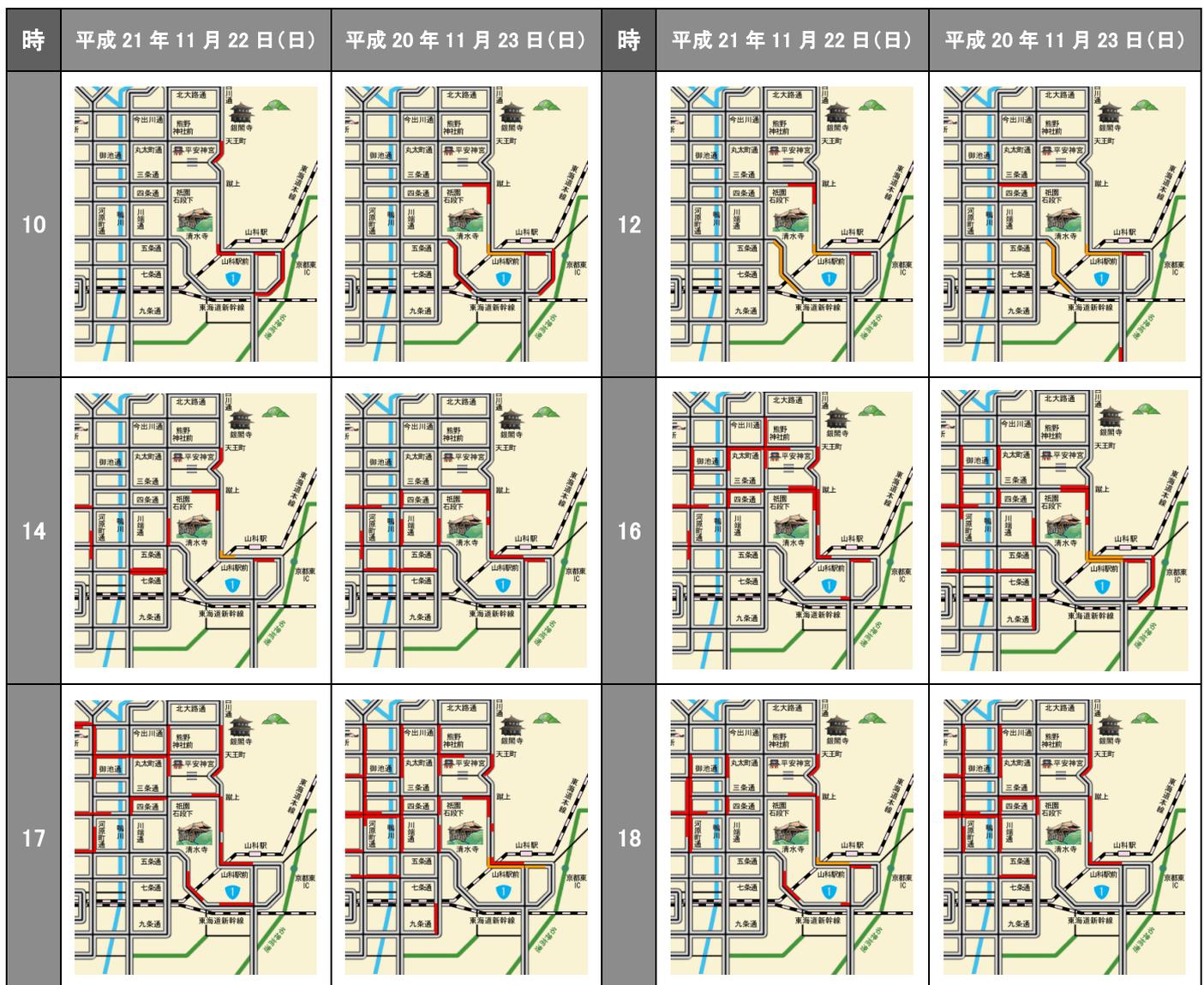
※京阪本線の三条駅、祇園四条駅、清水五条駅、七条駅の合計

図 5-2-2 東山地区の鉄道乗降客数の推移（日別）

5-2-2 平成21年度の道路交通の状況

- ・ 最も人出が多かったと思われる3連休の中日についてJARTICの道路交通情報を見ると、平成21年度は平成20年度に比べて、全体的に渋滞箇所が減少している。
- ・ 東大路通においても、平成20年度に比べ渋滞箇所が少なく、18時には渋滞が解消していることから、渋滞時間も短くなっている。
- ・ 20年度と比較して、パークアンドライド利用者が約1.3倍に増加していることから(P12パークアンドライドの利用状況参照)、上記の渋滞緩和は単に全体の交通量が減少しただけではなく、パークアンドライドをはじめとする自動車利用抑制策の効果があったといえる。

表 5-2-1 JARTIC の渋滞状況



【凡例】

通行止	混雑
チェーン規制	他の規制
事故等	調整中
渋滞	

【出典】 JARTIC 財団法人日本道路交通情報センターHP
平成20年11月23日(日)及び
平成21年11月22日(日)の公表値

5-2-3 平成21年度東山交通対策の結果概要

平成21年度は、平成20年度に引き続き、東山地区への段階的な対策を図ることを基本方針とし、広域的に事前の広報・PRを行う「広域的な交通対策」、交通の集中が著しい東山地区に観光客の自動車を流入させない「東山周辺地区での交通対策」及び東山地区内へ進入してきた自動車への対応と歩行者の安全確保を図る「東山地区内（五条坂周辺）での交通対策」を実施した。また、平成20年度に取り組んだ、観光バスの路上駐車対策と本町通での歩行者安全対策も引き続き実施した。

東山地区内、東福寺周辺での交通対策の実施日	11月21日(土)、22日(日)、23日(月・祝)、28日(土)、29日(日)
-----------------------	---

表5-2-2 平成21年度東山交通対策の一覧

対策名称		対策内容
広域的な交通対策	① 公共交通の利用促進に向けた事前広報・PRの実施 (充実)	・ポスター、チラシ、ホームページ等の情報媒体を効果的に活用し、交通対策の実施と公共交通の利用促進について広範囲に事前PRを行う。
東山周辺地区での交通対策	② パークアンドライド駐車場の設置による流入抑制 (充実)	・京都市内への自動車の流入抑制を図るため、公営駐車場等を活用したパークアンドライドを実施する。また、11月の1箇月間にわたり、大型商業施設等を活用したパークアンドライドを実施する。 ・市内4エリアに臨時駐車場を設けてパークアンドライドを実施する。
	③ 五条通、東大路通への流入車両の迂回誘導による交通円滑化 (充実)	・迂回誘導拠点（河原町五条付近、東山三条、東山七条）及び誘導看板、横断幕の設置により、五条通、東大路通への流入車両を東山地区外へ誘導する。 ・五条坂・茶わん坂内の駐車場専用化の情報を提供する。
	④ 鉄道駅と東山地区を結ぶシャトルバスの運行による歩行者の利便性向上	・歩行者の利便性向上を図るため、JR京都駅と東山地区とを連絡する東山シャトルバスを、また京阪清水五条駅と市営清水坂観光駐車場とを連絡する清水シャトルバスを運行する。
	⑤ 五条坂・茶わん坂内の駐車場専用化による五条坂への流入抑制	・市営清水坂観光駐車場を観光バス専用化、清水寺門前駐車場、パークファースト、キリン24をタクシー専用化とする。
東山地区内（五条坂周辺）での交通対策	⑥ タクシー乗降場の利用適正化による交通阻害要因の排除	・市営清水坂観光駐車場前のタクシー乗降場を降車専用とし、清水寺門前駐車場内に臨時乗降場を設置する。また、大谷本願前のタクシー乗降場を閉鎖する。 (横断幕による周知)
	⑦ 東大路通高台寺南門参道交差点における北行車両の右折禁止 (新規)	・東大路通高台寺南門参道交差点での自動車交通の整流化を図るため、北行車両の右折を禁止する。 (臨時交通規制)
	⑧ 東大路通南行車両の左折禁止による五条坂への流入抑制と歩行者の安全性確保	・東大路通南行から、五条坂への左折進入を禁止する。 (臨時交通規制)
	⑨ 五条坂における警備・誘導の実施による交通円滑化、歩行者の安全性確保	・観光バス相互の離合を円滑にするため、五条坂に交通誘導員を配置する。また、東山五条交差点をはじめとした歩行者が集中する主要なポイントに交通誘導員を配置する。
	⑩ バス停の分離・移設による歩行者の快適性の向上と交通円滑化	・東大路通北行の五条坂バス停を系統別に3箇所に分離するとともに、南行の五条坂バス停については、北側へ約200m移設する。
	⑪ 路上駐停車の排除による交通の円滑化	・東大路通において入出荷等の荷捌きへの協力依頼を行うとともに、駐車監視員活動ガイドラインに基づく東山警察署の指導を強化する。また、東大路通沿道の時間貸駐車場に対して、入庫待ち車両の対策についての協力を依頼する。
	⑫ 歩行者に対する案内	・観光ボランティアを募り、東大路通において案内チラシ配布等による歩行者案内を実施する。
東福寺周辺での交通対策	⑬ 東福寺周辺での観光バス臨時待機場の設置による交通円滑化 (充実)	・東福寺周辺に駐車する観光バス対策として、臨時待機場を開設し、九条陸橋上で誘導を行う。 (事前予約制の実施)
	⑭ 東福寺周辺での交通規制と歩行者誘導 (充実)	・九条陸橋本町通周辺で臨時交通規制を実施するとともに、 本町通への車両の流入を抑制するための迂回誘導（本町通九条及び十条、師団街道十条）を行う。

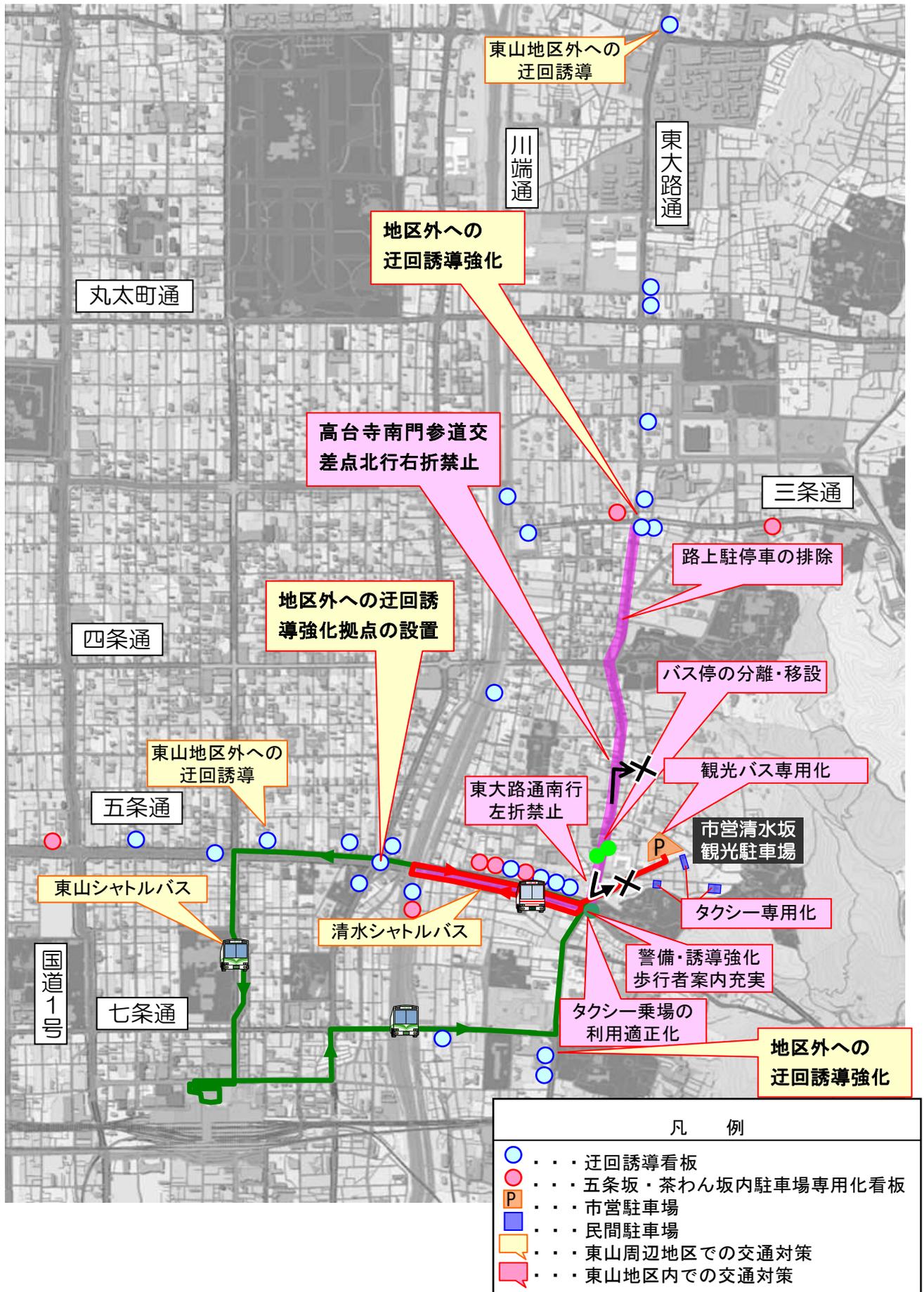


図 5-2-3 平成 21 年度東山交通対策の概要図

5-2-4 対策実施に係る分析・評価

(1) 五条通，東大路通への流入車両の迂回誘導による交通円滑化

○対策のねらい

誘導看板・横断幕を設置し，東大路通，五条通への流入車両を迂回誘導させるとともに，五条通から東山地区に進入する自動車に対し，五条坂・茶わん坂内に自家用駐車場がないことについて情報提供を行い，五条通から五条坂に向かう自動車の流入抑制を図り，東山五条交差点の交通円滑化を図る。

○対策の概要

五条通から東山五条交差点へ向かう自動車に対し，五条坂・茶わん坂内の駐車場が観光バス・タクシー専用であることを周知する看板・横断幕を設置するとともに，平成21年度の新たな取組として，迂回誘導拠点（河原町五条付近）を設置し，御池地下駐車場への誘導を図り，東山地区への進入を抑制した。また，京都府警が所管する交通情報板及び京都国道事務所が所管する電光表示板を活用し，臨時交通規制等の情報の提供を行うとともに，東山三条，東山七条において東山地区外への迂回誘導を強化した。

○実施期間

11月21日（土），22日（日），23日（月・祝），28日（土），29日（日）

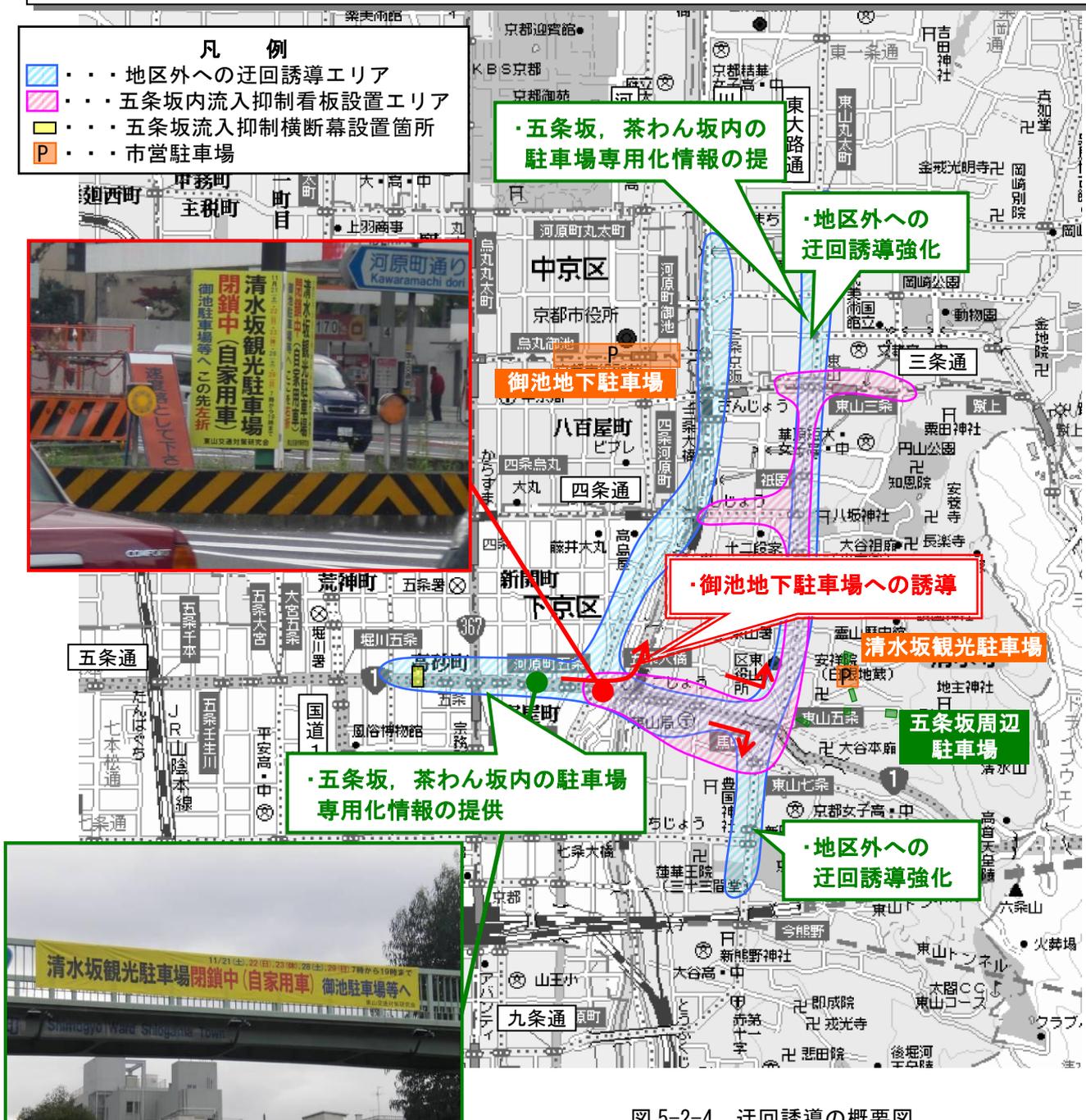


図 5-2-4 迂回誘導の概要図



東山三条東側



川端御池南側



西鋸屋町横断歩道橋



東山七条南側

写真 5-2-1 迂回誘導及び流入抑制の看板・横断幕の設置状況

■ 対策の効果

- 平成 21 年度は平成 20 年度と比べて、五条通及び東大路通の渋滞が緩和され、交通の円滑化が図られた。

■ 今後の対策

- 引き続き東山地区への車両流入の抑制を図るため、迂回誘導方法の充実を図る。

(2) 鉄道駅と東山地区を結ぶシャトルバスの運行による歩行者の利便性向上

○対策のねらい

鉄道駅と東山地区を行き来する歩行者の利便性を向上させることで、自動車から公共交通への交通手段の転換を促す。また、五条坂内の歩行者をシャトルバス利用に転換させることで、歩行環境の改善を図る。

○対策の概要

京都市交通局による JR 京都駅と東山五条交差点などを循環する東山シャトルバスの運行と、京阪バスによる京阪電鉄清水五条駅と市営清水坂駐車場とを連絡する清水シャトルバスの運行を行った。なお、清水シャトルバスについては、平成 20 年度に引き続き有料（大人 100 円、小人 50 円）での取組とした。

○実施期間

東山シャトルバス：11月21日(土)、22日(日)、23日(月・祝)、28日(土)、29日(日) 9:00~18:00
 清水シャトルバス：11月21日(土)、22日(日)、23日(月・祝)、28日(土)、29日(日) 10:30~19:30

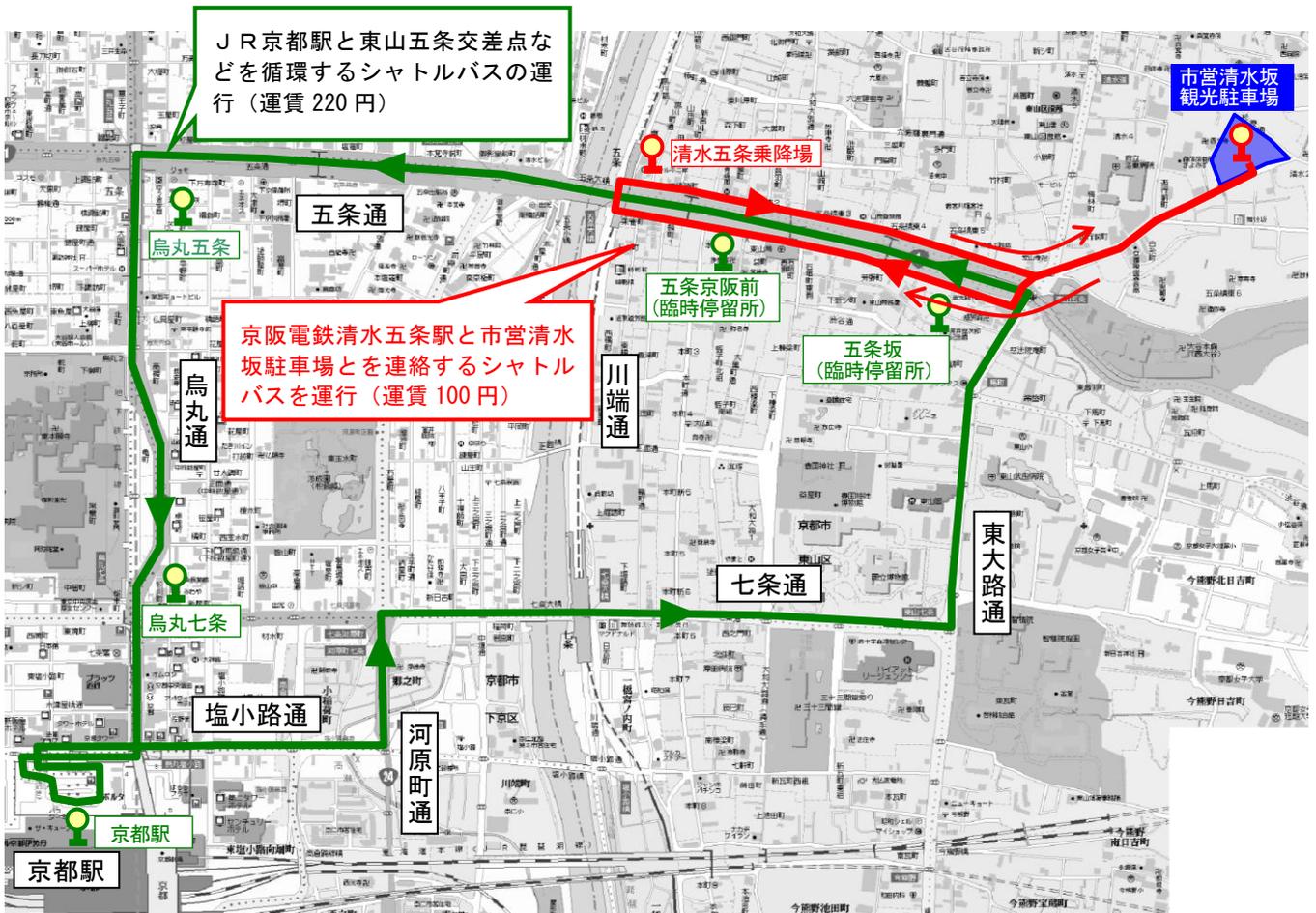


図 5-2-5 シャトルバスの運行図



■ 対策の効果

- ・ 平成 20 年度は、東大路通や五条通の交通渋滞により、東山及び清水シャトルバスが定時運行に支障をきたすことがあったが、対策（臨時交通規制や迂回誘導）を講じたことなどにより、平成 21 年度は大幅に走行環境が改善され、ほぼ定時運行することができた。
- ・ 平成 21 年度の東山及び清水シャトルバスの 5 日間の乗降客数は、走行環境が改善され、運行便数が増えたことから、東山シャトルバスが約 2 万人、清水シャトルバスが約 1 万 8 千人となっており、全体として平成 19、20 年度を上回る利用があった。
- ・ 市営清水坂観光駐車場及び清水五条駅前に清水シャトルバスの乗降場を設けたことにより、五条坂内の歩行者の一部をシャトルバス利用に転換させることができ、五条坂内の歩行環境が改善した。

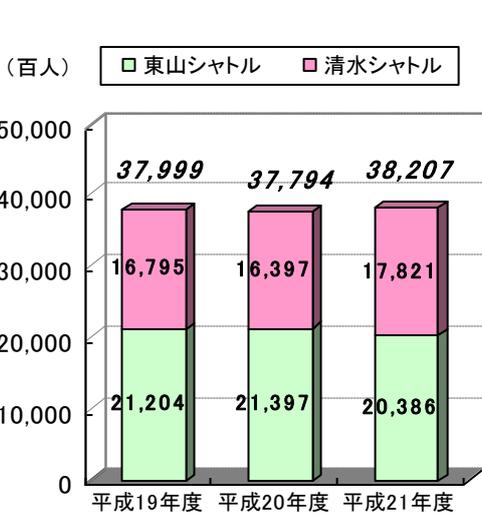


図 5-2-6 5 日間合計の乗降客数

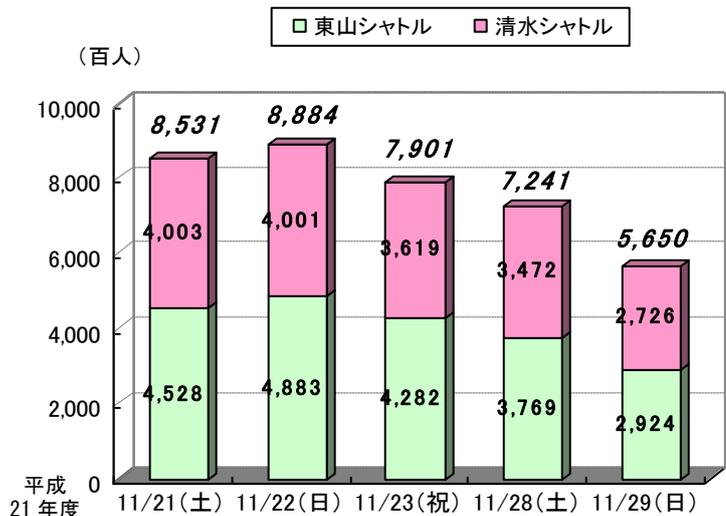
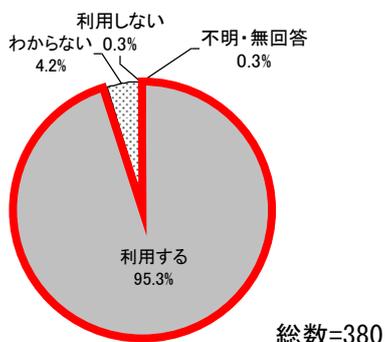


図 5-2-7 日別の乗降客数

※運行便数（東山、清水シャトルの 5 日間の合計）
平成 21 年度：7 5 2 便、平成 20 年度：7 1 4 便

■ 対策の評価

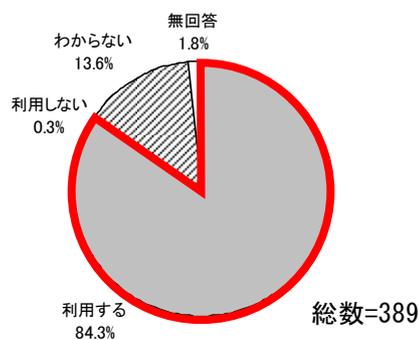
- 平成 20 年度に引き続き運賃を有料（大人 100 円，小人 50 円）としたが，清水シャトルバスの再利用の意向は 84.3%と高く，平成 21 年度は 95.3%と更に再利用する割合が高かった。
- 清水シャトルバスの運行に対しては，利用者から高い評価を得ており，東山地区の歩行環境の改善を図るために有効な対策であった。



※清水シャトルバス利用者ヒアリング

図 5-2-8

平成 21 年度の清水シャトルバス再利用の意向



※清水シャトルバス利用者アンケート

図 5-2-9

平成 20 年度の清水シャトルバス再利用の意向

■ 今後の課題

- 東大路通及び五条通の交通の円滑化を図り，シャトルバス運行の定時性に努めていく。
- 清水シャトルバスの定時性が図られ，乗降客数も増加したが，運行費が運賃収入を上回るため，採算性を考慮した運行を検討する必要がある。利用者からの視点では，現在の運賃について，約 6 割の方が「妥当」，約 4 割弱の方が「安い」という結果になっている。

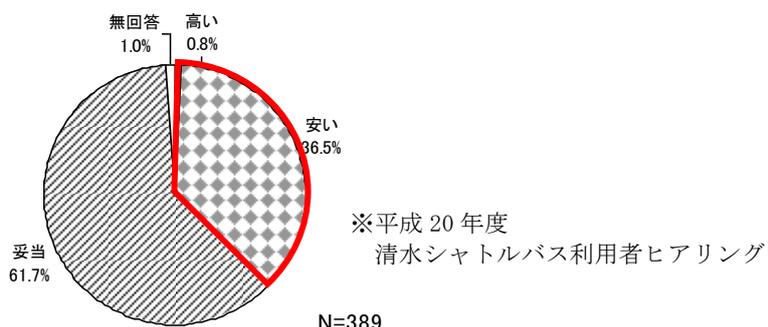


図 5-2-10 平成 20 年度の清水シャトルバスの運賃

■ 今後の対策

- 課題を踏まえ，引き続きシャトルバス運行の定時性に努めるとともに，効果的・効率的な運行方法等について検討を行う。

(3) 五条坂・茶わん坂内の駐車場専用化による五条坂への流入抑制

○対策のねらい

五条坂内の駐車場を観光バス及びタクシー専用化とすることで、五条坂へ駐車目的で進入してくる自動車の流入抑制を図る。

○対策の概要

市営清水坂観光駐車場を観光バス専用、また、清水寺門前駐車場、パークファースト駐車場及びキリン24茶わん坂駐車場をタクシー専用とした。併せて、タクシー専用駐車場の利用促進を図るためタクシー会社へ積極的な周知を行った。

○実施期間

11月21日(土)、22日(日)、23日(月・祝)、28日(土)、29日(日) 7:00~19:00



図 5-2-11 観光バス・タクシー専用化の概要図

■対策の効果

- ・ 駐車目的の自動車の進入を排除したことにより、五条坂への自動車の流入が抑制された。
- ・ 駐車場前に配置した交通誘導員が観光バス又はタクシー専用化を周知したことによって、駐車場への入庫待ちの停車が解消された。

■今後の課題

- ・ タクシー専用化に御協力していただいている駐車場において、タクシー利用客が少ないため、タクシーの駐車利用が低調である。

■今後の対策

- ・ 課題を踏まえ本対策の検討を行う。

(4) タクシー乗降場の利用適正化による交通阻害要因の排除

○対策のねらい

東山五条交差点及び五条坂でのタクシーの乗降による交通阻害要因を排除するために、タクシーの乗降の利用適正化を図る。

○対策の概要

市営清水坂観光駐車場前のタクシー乗場を降場専用とし、清水寺門前駐車場内に臨時タクシー乗場を設置した。また、大谷本廟前のタクシー乗場を閉鎖するとともに、東山五条交差点内でのタクシーの乗降禁止を周知する横断幕を設置し、タクシー乗降の利用適正化を図った。

○実施期間

11月21日(土)、22日(日)、23日(月・祝)、28日(土)、29日(日) 7:00~19:00

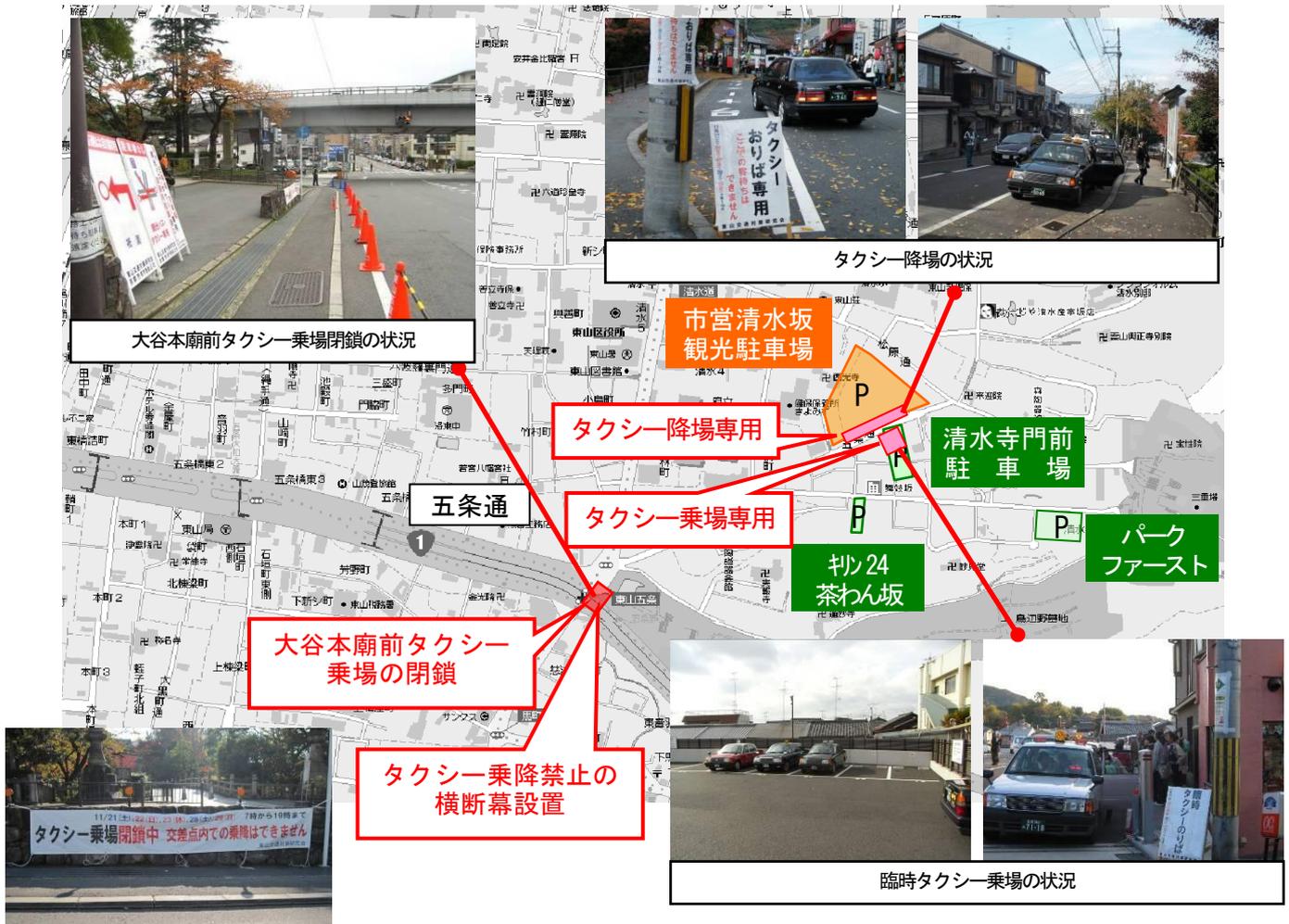


図 5-2-12 タクシー乗降場の利用適正化の概要図

■ 対策の効果

- ・ 市営清水坂観光駐車場前のタクシー乗場を降場専用としたことで、五条坂内の交通阻害要因が排除され、交通円滑化が図られた。
- ・ 大谷本廟前のタクシー乗場の閉鎖、乗降禁止を周知する横断幕の設置により、東山五条交差点周辺の交通円滑化が図られた。

■ 今後の対策

- ・ 引き続き本対策に取り組む。

(5) 東大路通高台寺南門参道交差点における北行車両の右折禁止

○対策のねらい

東大路通北行車両の交通渋滞を緩和し、交通円滑化を図る。

○対策の概要

東大路通の高台寺南門参道交差点において、北行車両の右折禁止の臨時規制を行った。

京都府警が所管する交通情報板を活用して臨時規制の交通情報の提供を行った。

○実施期間

11月21日(土)、22日(日)、23日(月・祝)、28日(土)、29日(日) 12:00~19:00

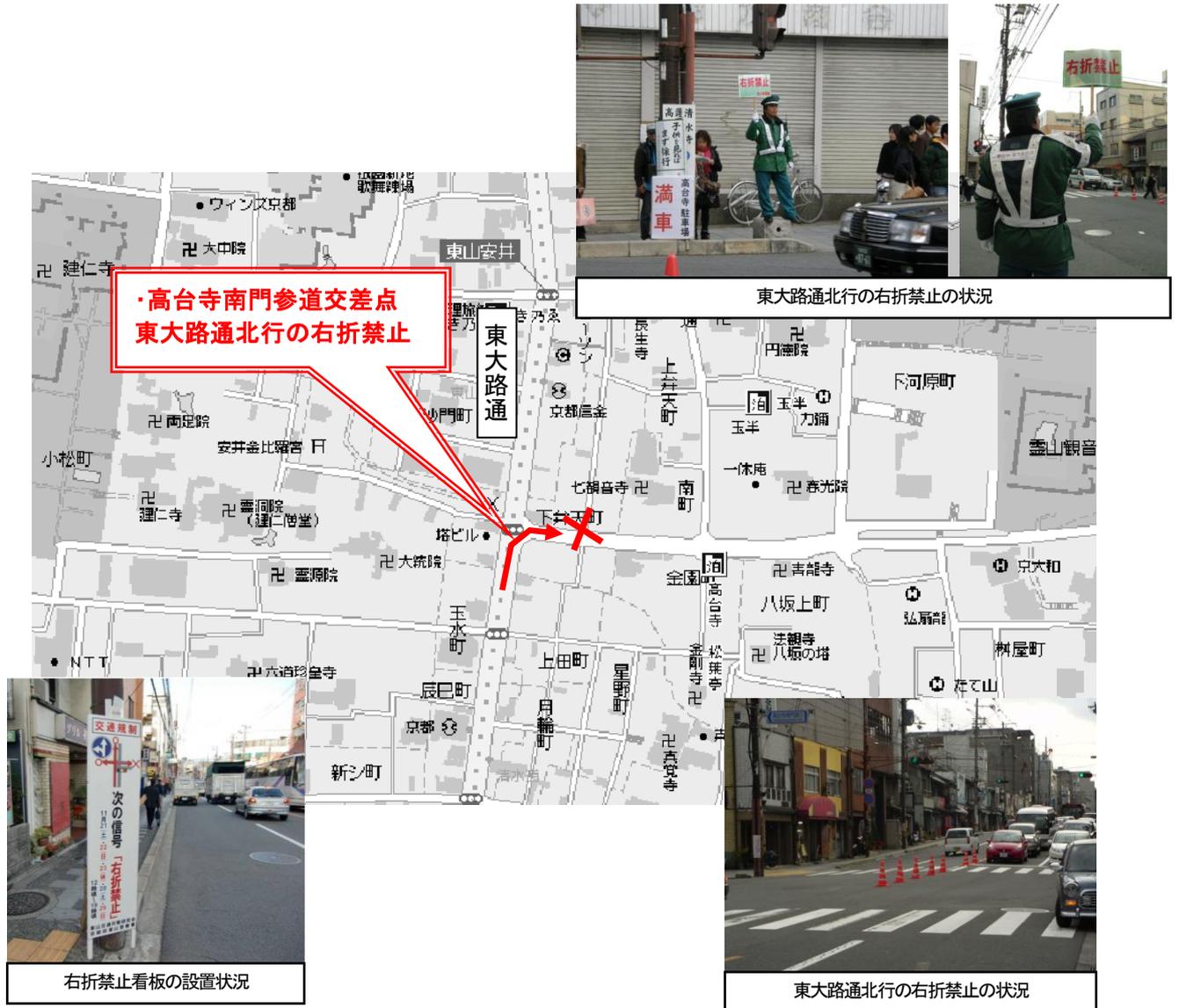


図 5-2-13 東大路通北行の右折禁止の概要図

表 5-2-3 16 時の JARTIC の渋滞状況



【凡例】

通行止	混雑
フェーン規制	他の規制
事故等	調整中
渋滞	

【出典】 JARTIC 財団法人日本道路交通情報センターHP
 平成 20 年 11 月 23 日（日）及び
 平成 21 年 11 月 22 日（日）の公表値

■ 対策の効果

- 東大路通高台寺南門参道交差点付近でのカラーコーンの設置，五条通以北に設置した看板による臨時交通規制の周知により，右折待ちする車両が解消し，交通円滑化が図られた。

■ 今後の課題

- 右折できないことから交差点の近くで駐停車する車両が散見された。

■ 今後の対策

- 平成 21 年度の新規対策であることから，地元関係者の意見を聴取し，継続実施を検討する。

(6) 東大路通南行車両の左折禁止による五条坂への流入抑制と歩行者の安全性確保

○対策のねらい

横断歩行者の多い東山五条交差点において、五条坂入口部での歩行者と車両の錯綜の軽減による歩行者の安全確保と、東大路通における交通の円滑化を図る。

○対策の概要

東山五条交差点での東大路通南行車両の五条坂への左折進入を禁止した。
京都府警が所管する交通情報板を活用して臨時規制の交通情報の提供を行った。

○実施期間

11月21日(土)、22日(日)、23日(月・祝)、28日(土)、29日(日) 12:00~19:00



図 5-2-14 東大路南行車両の左折禁止の概要図

東山五条交差点（五条坂下）の状況

対策実施前



対策実施後

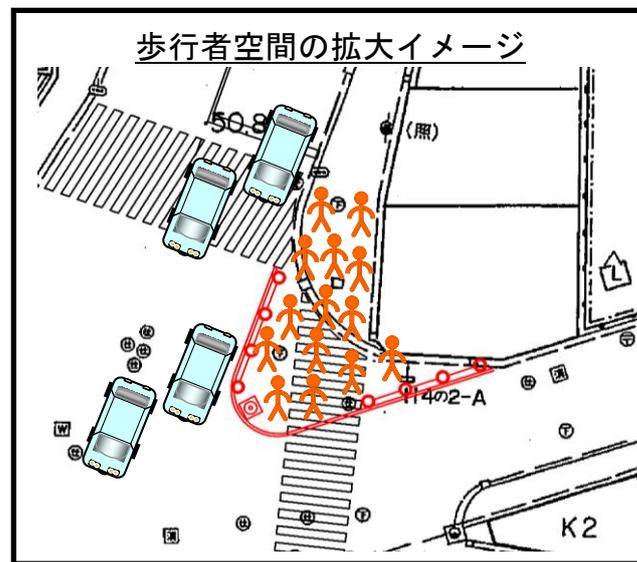


図 5-2-15 東山五条交差点の歩行者空間の拡大イメージ図

■ 対策の効果

- ・ 五条坂入口部で歩行者の待機空間を確保することにより、歩行者と車両の錯綜軽減や横断待ち歩行者の安全性が向上した。
- ・ 待機空間の確保に併せ実施した左折禁止の臨時規制により、東大路通南行車両の左折待ちを解消し、交通の円滑化を図ることができた。

■ 今後の課題

- ・ 左折禁止の臨時規制前から五条坂入口部で多くの横断歩行者が滞留している。

■ 今後の対策

- ・ 引き続き本対策を実施するが、規制時間について検討する。

(7) 五条坂における警備・誘導の実施による交通円滑化，歩行者の安全性確保

○対策のねらい

五条坂内における観光バスの離合を円滑にするとともに，歩行者の安全性を確保する。なお，五条坂内での観光バスの円滑な流れを確保することにより，東山五条交差点での観光バスの円滑な五条坂への乗入れを促す。

○対策の概要

五条坂と東山五条交差点をはじめとした歩行者が集中する主要なポイントに東山3K協力金会議や関係機関による交通誘導員を配置した。

○実施期間

11月21日(土)，22日(日)，23日(月・祝)，28日(土)，29日(日) 9:00～19:00



図 5-2-16 東山地区内の交通誘導員の配置状況 (1)



東山五条交差点での歩行者誘導



東山五条交差点での交通誘導

写真 5-2-2 東山地区内の交通誘導員の配置状況（2）



東山五条交差点内



東山五条交差点南側



東山五条交差点東側

写真 5-2-3 東山警察署による交通誘導の状況

■ 対策の効果

- ・ 東山交差点内での東山警察署の交通整理により、円滑な交通処理ができた。
- ・ 東山交差点、五条坂に配置した交通誘導員の連携した誘導により、観光バスの離合、市営清水坂観光駐車場や門前駐車場への入出庫が円滑に行われるとともに、歩行者の安全性を確保することができた。

■ 今後の課題

- ・ 東山五条交差点においては、午後3時から午後6時頃にかけて通過車両と横断する歩行者が増加し、東大路通南行で交通渋滞が見られた。

■ 今後の対策

- ・ 課題を踏まえ、東大路通から山科方面に向かう車両の走行環境の改善を図る。

(8) バス停の分離・移設による歩行者の快適性の向上と交通円滑化

○対策のねらい

交通混雑の著しい東山五条交差点付近にある五条坂バス停を分離・移設することにより、バス乗降客の分散を促し、歩行環境の快適性及び安全性を向上させるとともに、路線バスの停車に伴う後続車の走行環境を確保することにより交通円滑化を図る。

○対策の概要

東大路通北行の五条坂バス停を北側へ系統別に3箇所に分離し移設するとともに、南行の五条坂バス停については北側へ約200m移設した。

○実施期間

11月21日(土)、22日(日)、23日(月・祝)、28日(土)、29日(日)

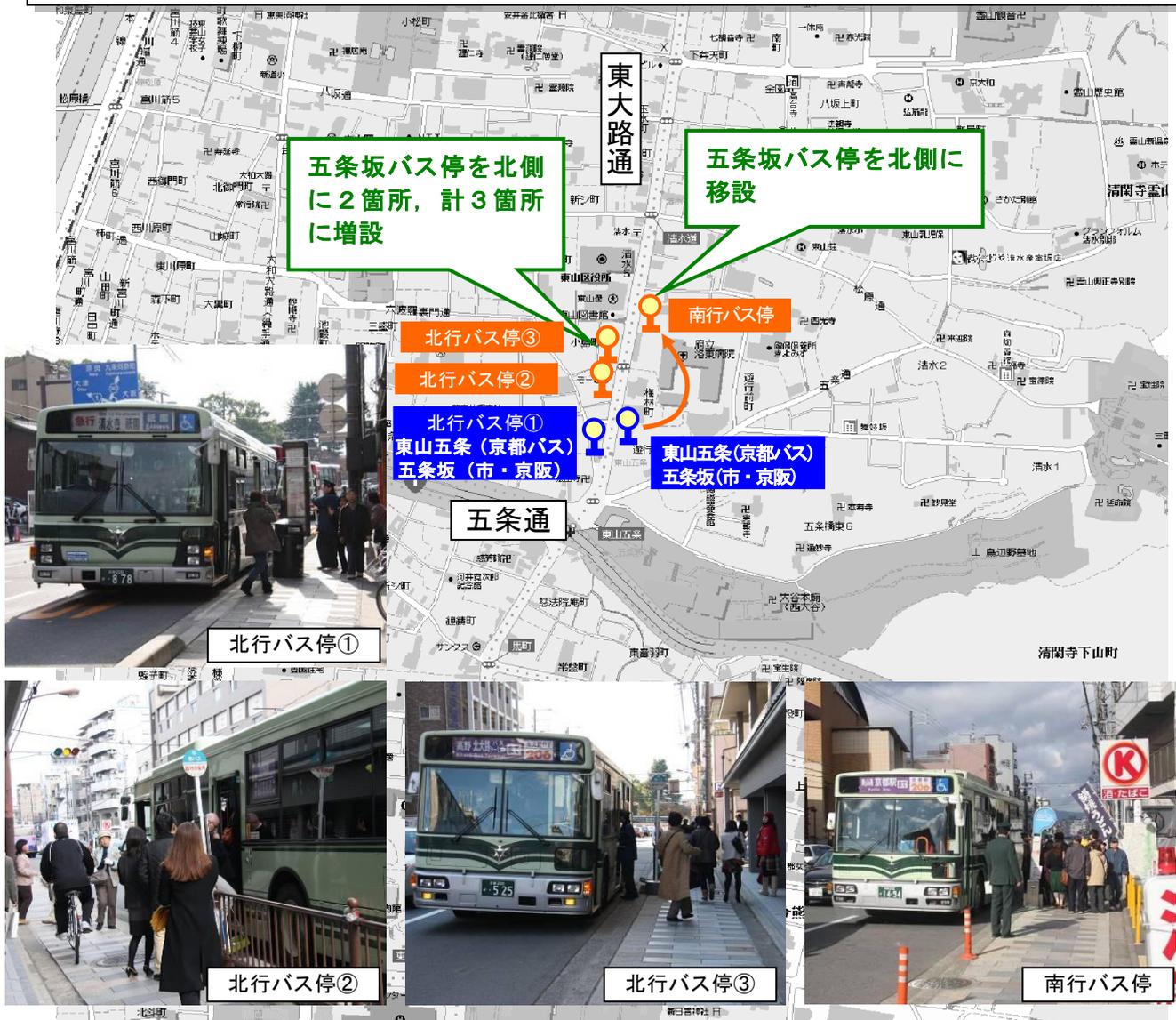


図 5-2-17 バス停の分離移設の概要図

■ 対策の効果

- ・ 路線バスの五条坂バス停を分離または北側へ移設し、交通局職員が乗降客を案内・誘導することにより、路線バス利用者の分散が図られ、歩行環境を改善することができた。
- ・ 路線バスの停車に伴う後続車の走行環境が確保され、東大路通及び東山五条交差点における交通円滑化が図られた。

■ 今後の対策

- ・ 引き続き本対策に取り組む。

(9) 路上駐停車の排除による交通の円滑化

○対策のねらい

交通阻害要因となる路上駐停車を減少させ、東大路通及び四条通、五条通の交通円滑化を図る。

○対策の概要

東大路通において入出荷等の荷捌きへの協力依頼を行うとともに、駐車違反取締り活動ガイドラインに基づき、東山警察署が指導を強化した。また、東大路通沿道の時間貸駐車場に対して、入庫待ち車両の対策についての協力を依頼した。

○実施期間

駐車違反取締り活動ガイドラインに基づく実施期間

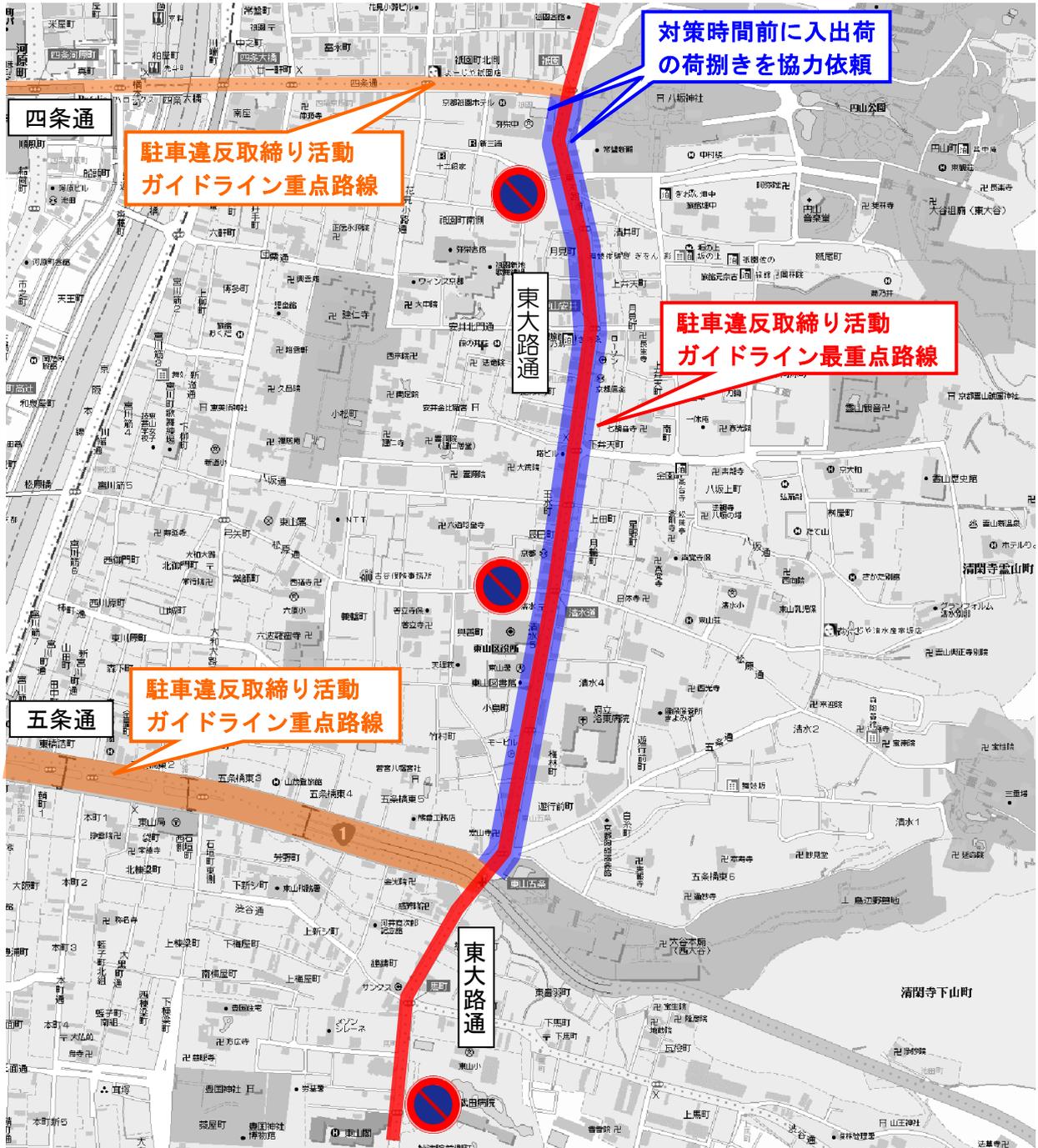
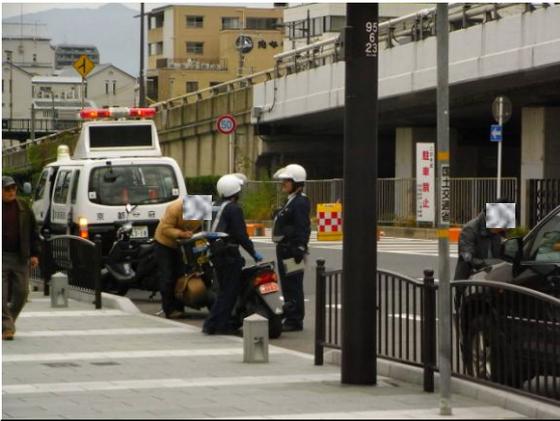


図 5-2-18 路上駐停車の排除による交通円滑化の概要図



五条通西行での取締状況



五条通西行での取締状況



五条通東行での拡声器による指導状況



五条通東行での拡声器による指導状況

写真 5-2-4 東山警察署による違法駐停車車両への指導・取締の状況

■ 対策の効果

- ・ 東山警察署による指導・取締が強化されたことにより、東大路通及び五条通などでの違法駐停車車両を抑制することができ、交通の円滑化が図られた。

■ 今後の課題

- ・ 東山五条交差点近くの時間貸駐車場に入庫待ちする車両の列が交差点内まで延びることがあった。
- ・ 五条大和大路通東入る北側で停車する観光バスがあり、五条通の交通を阻害していた。

■ 今後の対策

- ・ 路上での停車が交通阻害要因となることから東山警察署との連携による運転者への啓発、指導を強化する。

(10) 歩行者に対する案内

○対策のねらい

観光・交通情報を提供することにより、観光客を目的地へ正確に誘導し、歩行者交通の円滑化を図るとともに、観光客の利便性・快適性を向上する。

○対策の概要

観光ボランティアを募り、東大路通において案内チラシ(歩こう東山マップ)等による歩行者案内を実施した。

○実施時期

観光ボランティア：11月21日(土)、22日(日)、23日(月・祝)、28日(土)、29日(日)
13：00～17：00



写真 5-2-5 歩こう東山マップのイメージ



写真 5-2-6 観光ボランティアによる案内の様子

■ 対策の効果

- 東大路通において、自ら観光ボランティアに案内チラシを貰う、道を尋ねる観光客も多く見られるなど、案内チラシの配布や案内看板の設置により、観光客の利便性・快適性が図られた。

■ 今後の対策

- 引き続き本対策に取り組む。



九条陸橋上の観光バスの停車状況



九条陸橋上の観光バスの誘導状況



九条陸橋上の臨時駐車場への案内誘導状況



九条陸橋上の看板設置状況



九条陸橋上のガードレール撤去の状況



写真 5-2-7 九条陸橋上の対策の様子



臨時待機場内の停車状況



臨時待機場入口の入庫状況



臨時待機場への誘導状況

写真 5-2-8 臨時待機場（上下水道局資器材・防災センター）の様子



臨時待機場内の停車状況



臨時待機場入口の入庫状況



臨時待機場への誘導状況

写真 5-2-9 臨時待機場（特別清掃事務所跡地）の様子

■ 観光バス臨時待機場への利用状況

- ・ 事前に予約した 276 台のうち、190 台（約 68.8%）が臨時待機場を利用し、予約外で利用した 23 台と合わせて、213 台の利用があった。
- ・ 九条陸橋上に停車した観光バス 819 台のうち 213 台（約 26%）が臨時待機場を利用した。
- ・ 平成 20 年度に比べて九条陸橋上に停車した台数及び臨時待機場を利用した台数ともに減少した。

表 5-2-4 観光バス臨時待機場の予約状況

		21日 (土)	22日 (日)	23日 (祝)	28日 (土)	29日 (日)	合計
資器材・ 防災セン ター	予約台数 (A)	43	52	49	55	39	238
	利用台数 (B)	28	39	37	35	22	161
特別清掃 事務所跡 地	予約台数 (C)	7	6	11	6	8	38
	利用台数 (D)	7	6	6	3	7	29
	予約外 利用台数 (E)	3	6	2	7	5	23
利用台数合計 (B+D+E)		38	51	45	45	34	213
利用率 ((B+D)/(A+C))		70.0%	77.6%	71.7%	62.3%	61.7%	68.8%

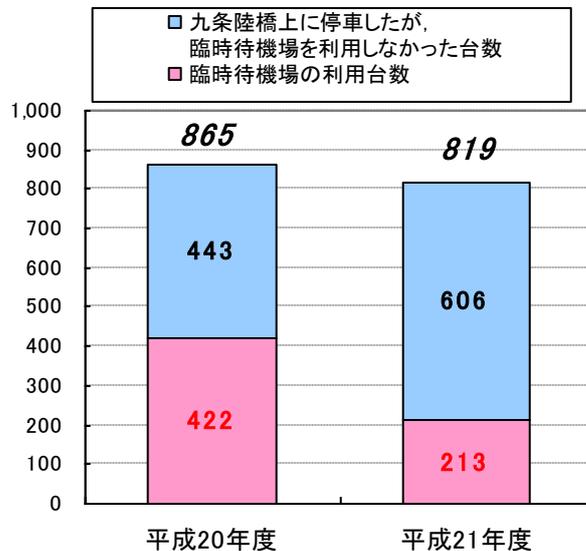


図 5-2-20 観光バス臨時待機場の利用状況

※臨時待機場の利用台数のカウントは下記のとおりとした。
 平成 20 年度：資器材・防災センター，九条車庫，十条換気所，
 ケイエム観光，ヤサカ観光，梅小路公園の利用台数の合計
 平成 21 年度：資器材・防災センター，特別清掃事務所跡地の利用
 台数の合計

■ 対策の効果

- ・ 九条陸橋上で停車する観光バスに対する臨時待機場への誘導により、長時間停車する観光バスはなくなり、九条通での交通の円滑化が図られた。
- ・ 九条陸橋上のガードレール撤去により、観光バスへの乗降がスムーズとなり、観光バスの停車時間の減少及び観光客の安全性を確保することができた。
- ・ 臨時待機場の予約システムを利用した観光バスのうち、約 81.5%が再利用の意向を示しており、臨時待機場は有効な手段であった。

【観光バス予約システムをどこで知りましたか？】

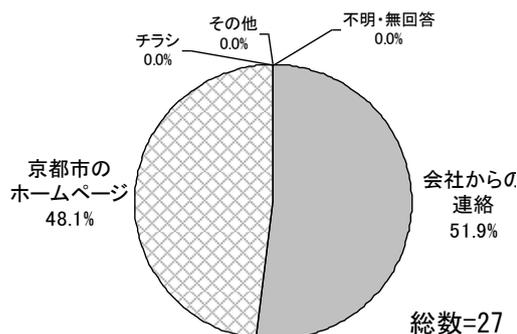


図 5-2-21 予約システムの情報入手方法

【運営管理費（利用料金）の支払い方法について
どのような方法がよいと思いますか？】

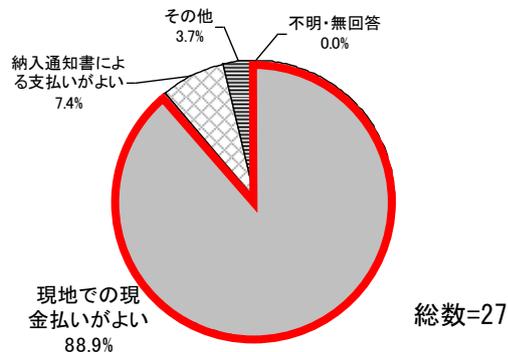


図 5-2-22 運営管理費の支払い方法

【来年度も同じ取組があれば利用しますか？】

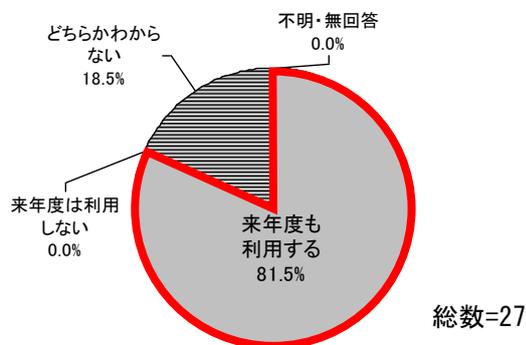


図 5-2-23 予約システム再利用の意向

■ 今後の課題

※観光バス待機場予約システム利用者アンケート

- ・ 九条陸橋上に停車したバスのうち、臨時待機場を利用したバスが約 26%（213 台）と低調であった。
- ・ 平日、九条陸橋上で停車する観光バスが交通障害の要因となっている。

■ 今後の対策

- ・ 臨時待機場の利用が低調であったことから、運営管理費（2,500 円/台）の料金や徴収方法について検討する。
- ・ 九条陸橋上で停車する観光バスに対して臨時待機場へ誘導することにより、九条通での交通の円滑化が図られたことから、引き続き臨時待機場の利用拡大に向けて広報・PR方法について検討する。
- ・ 観光シーズンの平日実施に向けて、臨時待機場の確保や運営方法などについて検討していく。

(12) 東福寺駅周辺での交通規制と歩行者誘導

○対策のねらい

東福寺及びJR・京阪電車東福寺駅周辺の道路は、幅員が狭いうえに東福寺方面に向かう観光客が非常に多く、ピーク時には歩行者と自動車が錯綜し非常に危険な状況となっているため、臨時交通規制及び自動車の迂回誘導等を行い、歩行者の安全性を確保する。

○対策の概要

本町通の二輪車を含めた北行一方通行、九条陸橋下の道路の西行一方通行及び東福寺へのアクセス路の車両通行禁止を行った。また、本町通への車両の流入を抑制するため、迂回誘導（本町通九条及び十条、師団街道十条等）を行った。

○実施期間

11月21日(土)、22日(日)、23日(月・祝)、28日(土)、29日(日) 10:00~15:00

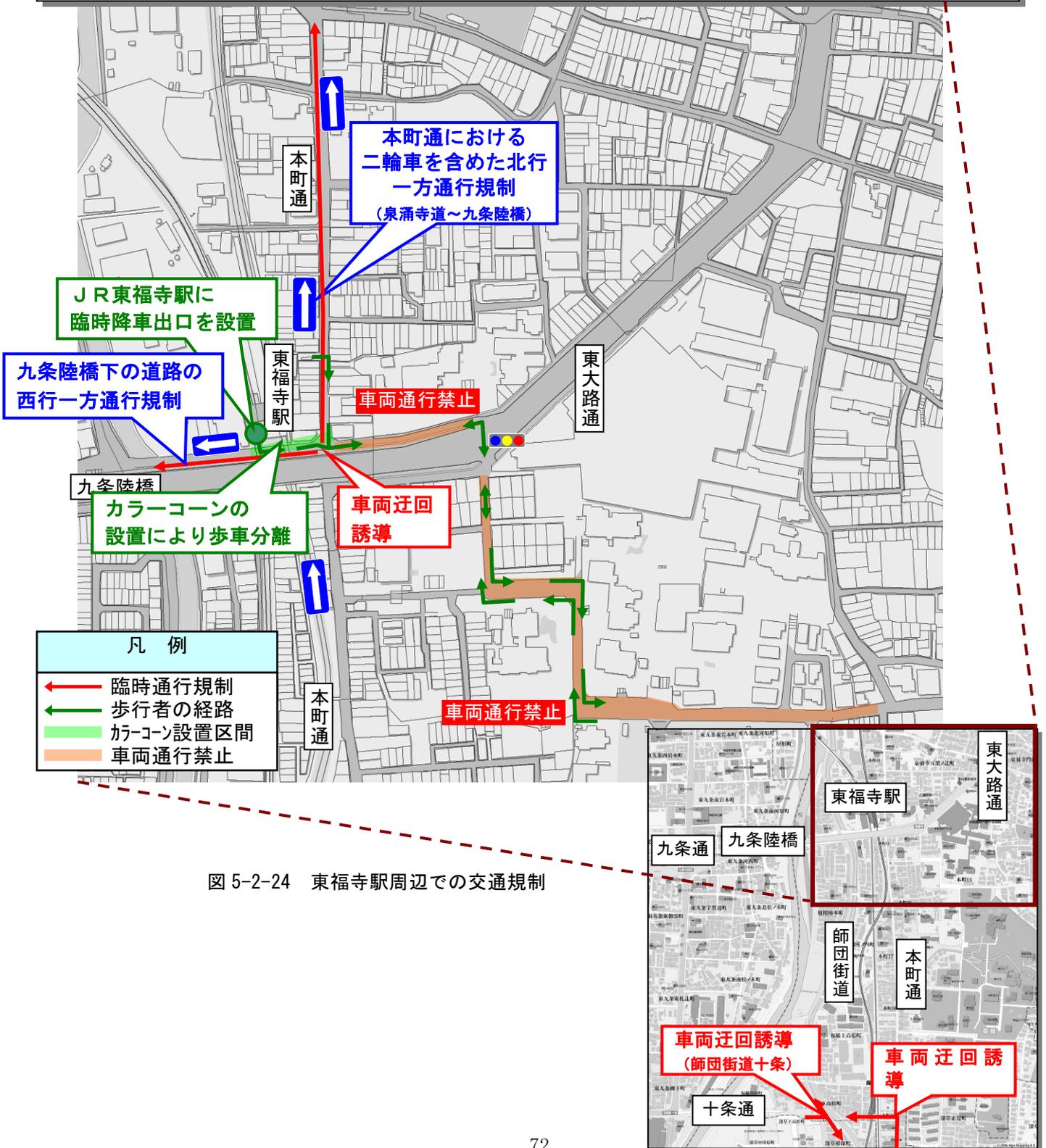


図 5-2-24 東福寺駅周辺での交通規制



九条陸橋下の歩行状況



本町通（陸橋北側）の状況



九条陸橋下の歩車分離状況



九条陸橋下の迂回誘導状況

写真 5-2-10 本町通・九条高架下の歩道分離・迂回誘導の様子



J R 東福寺駅の臨時降車出口の状況



本町通十条の迂回誘導状況



師団街道十条の迂回誘導状況

■ 対策の効果

- ・ 九条陸橋下の道路の西行一方通行及び東福寺アクセス路の車両通行禁止，本町通九条での迂回誘導により，歩行者と自動車の錯綜の軽減が図られた。
- ・ J R 東福寺駅の臨時降車出口から本町通までカラーコーンを設置し歩車分離したことにより，歩行者の安全を確保することができた。
- ・ 本町通十条や師団街道十条での迂回誘導により，本町通の通過交通車両が減少し，歩行者の安全性を確保することができた。

■ 今後の課題

- ・ 本町通十条で迂回誘導したことにより，本町通十条以南で交通渋滞が見られた。

■ 今後の対策

- ・ 課題を踏まえ，東福寺周辺に設置しているパークアンドライド駐車場への誘導案内や事前PRの方法などについて検討する。
- ・ 臨時交通規制については，地元関係者の意見等を聴取し，規制内容の検討を行う。

5-3 平成21年度 東山交通対策の総括

東山地区では、平成16年に地元住民・商店街の皆様、京都府警、交通事業者、行政等関係機関からなる「交通対策研究会」が設立され、「交通渋滞の解消」及び「歩行者の安全性確保」の視点から検討された交通対策を構成員との連携・協働により継続実施してきた。これまでに東山・清水シャトルの運行や東大路通南行から五条坂への左折禁止、五条坂・茶わん坂内の駐車場専用化などを実施することにより交通の円滑化と歩行者の安全性・快適性の向上が図られている。また、平成20年度からは東福寺周辺の交通対策も実施している。

今後も引き続き、京都市が進める「自動車の流入抑制」及び「公共交通の利用促進」に向けた取組と連携を図りながら、効果的・効率的な地区内及び周辺の交通対策を展開していく。

また、現在取り組んでいる「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業においても交通対策の成果を反映させていく。

■「広域」

観光地及び都心部への車両の流入を抑制し、公共交通の利用を促進するためには、東山地区及び地区周辺の交通状況と併せて、交通規制やパークアンドライド等の交通対策についての事前周知が重要であり、インターネット等各種広報媒体を有効に活用するとともに、報道機関に対しても積極的な情報提供を行う。

■「東山周辺地区」

東山地区内及び周辺での交通渋滞の緩和と自動車流入の抑制を図るため、近隣の自治体や市周辺部の駐車場事業者等との連携を強化するとともに、地区周辺の企業等が所有する駐車場も活用しながら、パークアンドライドの充実を図る。

また、名神高速道路インターチェンジ付近や幹線道路等での交通状況及びパークアンドライド情報の積極的な提供を行う。

■「東山地区内」

人と車の錯綜を軽減し、歩行者の安全性を確保するため、東山地区内の商業者や駐車場事業者、交通事業者等が協働し、継続して実施可能な対策を着実に実施していく。

■「東福寺周辺」

九条陸橋上の交通の円滑化と東福寺周辺の歩行者の安全性を確保するため、地域の関係者との連携・協働により、効果的な対策を着実に実施していく。